

とくしま農林水産業「外国人材育成・定着モデル」事業 委託業務仕様書

第1 委託業務の目的

本県農林水産業における生産力向上や生産規模拡大を図り、所得向上につなげるため、「外国人材」を経営の重要な役割を担う「人財」へと育成し、定着を図る「モデル」を構築する。

第2 委託業務名

とくしま農林水産業「外国人材育成・定着モデル」事業委託業務

第3 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

第4 委託業務の内容及び実施方法

1 業務内容

- (1) 外国人材が持つ在留資格の「ステップアップ」のサポート
- (2) 「外国人材育成・定着モデル」の構築

2 実施方法

- (1) 外国人材が持つ在留資格の「ステップアップ」のサポート
雇用する外国人材が持つ在留資格（技能実習又は特定技能）のステップアップ（例：技能実習→特定技能1号、特定技能1号→特定技能2号）につながる取組を実施すること。

<例>

- ・在留資格のステップアップに向けた試験対策支援
- ・試験対策の講義受講・試験受験の際の「代替要員」の雇用
- ・試験対策に必要なパソコン等備品の借上費用 など

- (2) 「外国人材育成・定着モデル」の構築

外国人材が能力を最大限発揮し、組織で活躍できるよう、次のような取組を事例として集約した「モデル」を構築すること。

<例>

- ・外国人材のスキルアップに必要な知識・技能・資格の取得
※普通自動車免許等、汎用性のある資格等の取得は除く
- ・外国人材のスキルを活用したビジネス展開（輸出等）
- ・安心して就労し、定着できる環境づくり など

第5 対象経費

別表のとおり

第6 委託料

1 見積限度額

1件当たり1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- 2 委託業務に要した経費は原則、領収書等で確認できることとし、領収書等で照合が困難な経費は、その支払の積算根拠を明確にすること。

第7 特記事項

- 1 金銭出納簿等の会計関係帳簿類をはじめ、委託業務の実施状況が確認できる書類等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。
- 2 委託業務の実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら進めること。
- 3 徳島県は、委託業務実施中に随時報告を求めることができるものとする。
- 4 委託業務の内容等に疑義が生じた場合は、速やかに徳島県と協議すること。

(別表)

対象経費は、次のとおりとする。

経費区分	経費の内容
報償費	講師や外部人材への謝礼など
人件費	当該委託業務を履行するために必要な人員の設置に係る経費
旅費	交通費、宿泊費 ※社会的常識の範囲を超えない妥当な単価によるものに限る
需用費	材料費、消耗品費、燃料費、印刷製本費など（食糧費は除く）
役務費	事業計画書・報告書等の作成費、調査・分析費、通信運搬費、 広告料、保険料、手数料、当該委託業務を履行するために必要な 代替え要員の雇用費など
委託費	業務の一部を他の団体等に委託する経費 ※委託する場合は、事前に徳島県と協議すること
使用料及び賃借料	会場借上料、リース・レンタル料など
その他	その他、特に必要と認める経費 ※事前に徳島県と協議すること
一般管理費	業務の実施に必要な経費のうち、当該委託業務分として経費の算 定が困難なもの ※金額は、当該委託業務の委託料（消費税及び地方消費税相当分 を含む）の10%以内とする。

※営利のみを目的とした取組に係る経費、企業や個人の資産形成につながる経費は
対象外とする。